

介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)において、地域包括支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、地域包括支援センター運営協議会(審議会)が所掌する事項とされていることから、承認を求めるもの。

市外の居宅介護支援事業所

被保険者が市外居住であり、地域包括支援センターが直接担当できないため、運営協議会の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

- ・居宅介護支援事業所老人保健施設「らぽーと」
(神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番地の3)
- ・居宅介護支援事業所「宝塚シニアコミュニティ」
(宝塚市大原野字南穴虫1番の253)
- ・居宅介護支援事業所「リカバリー」
(神戸市北区山田町原野字樋詰23番地)